

# 役員報酬及び旅費規程

社会福祉法人 高齢者介護予防協会かごしま



## 社会福祉法人高齢者介護予防協会かごしま役員報酬及び旅費規程

### （目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人高齢者介護予防協会かごしま（以下「法人」という。）の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び旅費に関する事項を定める。

### （業務の種類）

第2条 役員等に対して、次項に掲げる業務に出席するときは、報酬を支給する。ただし常勤役員には、これを支給しない。

2 役員等に報酬を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- ア 評議員会
- イ 理事会
- ウ 監事による定期または臨時監査
- エ 行政機関による監査の立会い
- オ 役員の研修会及び他の施設の視察業務
- カ その他理事長が必要と認めた業務

3 第1項の報酬の額は、次の表に定める1日当りの額に出席日数を乗じて得た額とする。

| 区分    | 1日当りの額   |
|-------|----------|
| 理事・監事 | 10,000 円 |
| 評議員   | 10,000 円 |

### （常務理事の報酬）

第3条 法人の常勤役員に対して報酬を支給する。

- 2 法人の常勤役員に毎月支給する額は、月額287,300円に給与規程に定める通勤手当を加えた額を同第5条第1項及び第6条、第7条を準用して支給する。
- 3 新たに常勤役員に就任した者にはその日から報酬等を支給する。
- 4 常勤役員が退任し、解任され、又は失職（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第44条第1項の規定により役員の資格を失うことをいう。以下同じ。）したときは前日まで、死亡によって退任したときはその月までの報酬を支給する。
- 5 常勤役員が月の中途において就任し、又は退任し、解任され、若しくは失職した場合における報酬の額について、その月の本来出勤すべき日数を基礎として日割りによって計算する。
- 6 次に掲げる常勤役員に対して期末手当を支給することができる。

(1) 6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在任する常勤役員

(2) 基準日前1月以内に任期の満了（引き続き役員等となる者を除く。以下同じ。）、辞任又は死亡により退任した常勤役員

7 前項の規定にかかわらず、基準日の属する月の2日から末日までの間に新たに常勤役員として選定された者については、基準日に在任していたものとみなす。

8 期末手当の額は、別表第3に定める方法により算出される額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次に掲げる在任期間の区分に応じて、それぞれ次に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6月 100分の100

(2) 5月以上6月未満 100分の80

(3) 3月以上5月未満 100分の60

(4) 2月以上3月未満 100分の30

(5) 2月未満 100分の20

（旅費）

第4条 役員等が、法人のため鹿児島市外で開かれる会議に出席したとき、あるいは業務のため旅行したときは、その旅費を支給する。

2 旅費は、交通費及び日当並びに宿泊料とする。

3 交通費は、役員等の居住地から計算し、旅費規程に準じて、実費額とする。

4 日当及び宿泊料は、次のとおりとする

日 当 1日につき 3,000円

宿泊料 一泊につき (甲地) 13,000円

(乙地) 11,500円

ただし、「甲地」「乙地」とは、旅費規程「別表1備考」に定める地域をいう。

附則

この規則は、平成19年2月1日から施行する。

この規則は、平成20年6月1日から改正施行する。

この規則は、平成24年6月1日から改正施行する。

この規則は、平成31年4月1日から改正施行する。

この規則は、令和元年6月24日から改正施行する。

この規則は、令和6年4月1日から改正施行する。

この規則は、令和7年4月1日から改正施行する。

別表第3

| 支給の時期 | 期末手当の額                        |
|-------|-------------------------------|
| 6月    | 第3条第2項に規定する報酬に100分の120を乗じて得た額 |
| 12月   | 第3条第2項に規定する報酬に100分の120を乗じて得た額 |